

盛岡広域振興局長告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成29年4月4日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

- 1 路線名 盛岡滝沢線
- 2 供用開始の区間 滝沢市鶉飼下高柳8番3地先から2番12地先まで
- 3 供用開始の期日 平成29年4月4日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
 - (2) 期間 平成29年4月4日から同年5月8日まで